

議案第20号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年2月27日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成17年かすみがうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表第1執行機関の部監査委員の款知識経験を有するものの中から選任され
た委員の項報酬の欄を次のように改める。

	40,000	
--	--------	--

別表第1執行機関の部監査委員の款議会議員の中から選任された委員の項報
酬の欄を次のように改める。

	35,000	
--	--------	--

別表第1附属機関の部中地域包括支援センター運営協議会委員の項、予防接
種事故調査会委員の項及び環境美化委員会議委員の項を削り、社会教育委員の
項の次に次のように加える。

学校運営協 議会委員			7,500	37	2,100	12,500	2,100
---------------	--	--	-------	----	-------	--------	-------

別表第1 附属機関の部消防施設等整備検討委員会委員の項を削り、同表備考7中「1校当たりの額」を「1校当たりの日額」に改める

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。